

登記手続案内は電話により

対応しています。

- 登記手続案内は**事前予約制**です。予約日時に、**法務局担当者からお電話**いたします。
- 登記手続案内をご利用の際は、事前に登記申請書の様式をご準備いただくとスムーズです。

不動産登記申請 <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>

商業法人登記申請 <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html>

ご予約については、下記一覧表から、最寄りの法務局へお電話ください。

相談日及び時間は、予約の際にご確認ください。

※登記申請書は管轄する法務局に提出することになります。那覇地方法務局の管轄は、当局ホームページ内「登記管轄一覧」をご覧ください。

登記管轄一覧：<https://houmukyoku.moj.go.jp/naha/table/shikyokutou/all.html>

【不動産登記に関する手続案内予約】

登記所名	電話番号	所在
不動産登記部門	098-854-7950	那覇市樋川1-15-15
沖縄支局	098-937-3267	沖縄市知花6-7-5
名護支局	0980-52-2123	名護市字宮里452-3
宮古島支局	0980-72-2639	宮古島市平良字下里1016
石垣支局	0980-82-2004	石垣市字登野城55-4
宜野湾出張所	098-898-5454	宜野湾市伊佐4-1-20

【会社・法人に関する手続案内予約】

法人登記部門 電話番号 098-854-7950 所在 那覇市樋川1-15-15

※自動音声により御案内となりますので、2番を押下の上、再度2番を押下してください。

登記手続案内をご利用の皆さまへ



ご利用は20分以内です

1回のご利用は、20分以内です。20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、一旦案内を中断させていただきます。



見本を参考に説明します

登記手続案内では、法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を利用して、申請書類にどのような内容を記入するか、記入上の注意点等を説明します。なお、代表的な申請書類の様式は、法務局にも準備しておりますので、必要な方は職員に申し付けください。



ご自身で作成してください

申請書類作成上の注意事項等については説明しますが、担当者が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスをすることはできません。現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどして、ご自身で確認してください。なお、提出後の申請書類の不備等があった場合には、法務局から連絡を差し上げます。



事前の審査・法的判断はできません

担当者が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。また、法律行為(契約)が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。

申請資格のない方の利用はお断りします

登記手続案内のご利用は、申請人本人又はその代理人としての親族・会社の従業員などに限られます。本人確認を行う場合がありますので、ご協力ください。法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士、委任状のない代理人等)の利用はお断りします。



・申請書作成が難しい
・時間がない



司法書士・土地家屋調査士
に相談できます。

★ 沖縄県司法書士会

☎ 098-867-3526

★ 沖縄県土地家屋調査士会

☎ 098-834-7599

那 覇 地 方 法 務 局

不動産登記申請書提出前のチェックリスト

登記申請書を法務局に提出する前に必ず以下の事項を確認して提出してください。

チェック

1 登記申請書

注 意 事 項 等	<input checked="" type="checkbox"/>	参 考
(1) 登記申請書の提出先の法務局（管轄）に誤りはありませんか？ 登記申請は不動産（土地・建物）の所在地を管轄する法務局に申請してください。 管轄については、那覇地方法務局HPでご確認できます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;"> 那覇地方法務局 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 5px;"> 検索 </div>	<input type="checkbox"/>	
(2) 原因（登記原因及びその日付）は記載していますか？	<input type="checkbox"/>	裏面1, 2㉞
(3) 申請人（及び代理人）の住所・氏名を記載していますか？ 代理人が申請する場合は、代理人の住所・氏名も記載してください。	<input type="checkbox"/>	裏面1, 2㉞
(4) 申請人（又は代理人）氏名の後に押印していますか？ 申請人本人による申請の場合には申請人の氏名の後に、代理人による申請の場合には、代理人の氏名の後に押印してください。	<input type="checkbox"/>	裏面1, 2㉞
(5) 申請人（又は代理人）の連絡先は記載していますか？ 平日 8：30～17：15に確実に連絡がとれる電話番号を記載してください。	<input type="checkbox"/>	裏面1, 2㉞
(6) 課税価格の記載を要する場合、その価格を記載していますか？	<input type="checkbox"/>	裏面1㉞
(7) 登録免許税の記載を要する場合、その税額を記載していますか？	<input type="checkbox"/>	裏面1, 2㉞
(8) 不動産（土地・建物）の表示は記載していますか？ 登記事項証明書（登記簿）の表示と一致していることを確認してください。	<input type="checkbox"/>	裏面1, 2㉞
(9) 登録免許税が必要な場合、収入印紙は貼付していますか？ そのまま貼り付けてください。契印はしないでください。	<input type="checkbox"/>	

2 添付書類

チェック

注 意 事 項 等	<input checked="" type="checkbox"/>	参 考
(1) 必要な添付書類を添付していますか。 添付書類は必ず 原本 を添付してください。	<input type="checkbox"/>	
(2) 添付書類（住民票等）の原本の返却は必要ですか？ 添付書類の原本の返却が必要な場合は、その写しを作成し、写しに「原本に相違ありません。申請人（又は代理人）の氏名〇〇〇〇」と記入し、押印の上、 <u>原本と一緒に提出してください</u> 。登記完了後に添付書類の原本を返却いたします。 なお、上記手続をしていない書類は、申請後に原本を返却することはできません。	<input type="checkbox"/>	裏面 3
(3) 他者（銀行等）が作成した登記原因証明情報（解除証書等）及び委任状について、必要な事項が記載されていますか？ 抵当権抹消等の際に、銀行等から交付される登記原因証明情報（解除証書等）や委任状等に空白部分がないか確認をしてください。記載漏れがある場合、その書類を作成した銀行等に訂正を依頼し、それが完了してから申請書を提出してください。	<input type="checkbox"/>	裏面 4

3 その他

登記手続に関する申請書様式及び記載例は、法務局HPに掲載されていますのでご利用ください。

法務局ホームページ

検索

裏面1 《例1：所有権移転（相続）》

登記申請書

登記の目的 所有権移転
 原因 令和〇年〇月〇日相続 ←㉗
 相続人 (申請人) 沖縄県〇〇市〇〇三丁目〇番〇号 法務花子 ㊦ ←㉘ ㉙
 連絡先の電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ←㉚

添付情報
 登記原因証明情報 住所証明情報
 登記識別情報の通知を希望しません。
 令和〇年〇月〇日申請 那覇地方法務局 (〇〇支局又は〇〇出張所)
 課税価格 金2,000万円 ←㉛
 登録免許税 金8万円 ←㉜

不動産の表示
 不動産番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 所在地 〇〇市〇〇町一丁目
 番 〇番 ←㉝
 地目 宅地
 地積 〇〇〇・〇〇平方メートル

裏面2 《例2：抵当権抹消》

登記申請書

登記の目的 抵当権抹消 (順位番号後記のとおり)
 原因 令和〇年〇月〇日弁済 (又は「解除」等) ←㉗
 権利者 沖縄県〇〇市〇〇三丁目〇番〇号 法務太郎
 義務者 沖縄県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号 株式会社〇〇銀行 } ←㉘
 (会社法人等番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇)
 代表取締役 〇〇〇〇

添付情報 ←
 登記識別情報 (又は登記済証) 登記原因証明情報 会社法人等番号 代理権限証明情報
 登記識別情報 (又は登記済証) を提供することができない理由
 不通知 失効 失念 管理支障 取引円滑障害 その他 ()
 令和〇年〇月〇日申請 那覇地方法務局 (〇〇支局又は〇〇出張所)
 申請人兼義務者代理人 〇〇市〇〇三丁目〇番地 法務太郎 ㊦ ←㉙
 連絡先の電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ←㉚

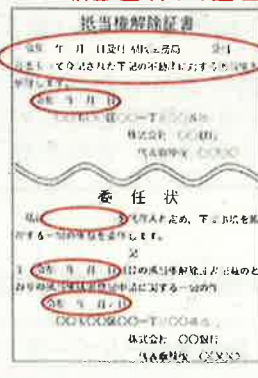
登録免許税 金1,000円 ←㉛
 不動産の表示
 不動産番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 所在地 〇〇市〇〇町一丁目〇番地
 家屋番号 〇番 ←㉝
 種類 居宅
 構造 木造かわらぶき平家建
 床面積 〇〇〇・〇〇平方メートル (順位番号 〇番)

裏面3 《原本の返却を希望する場合》



申請書に押印した人が「原本に相違ありません」と記名・押印します。

裏面4 《他者作成書面の記載確認》



登記原因証明情報 (解除証書等) や委任状等に記載漏れがあった場合、**是正できるのは作成者のみ**です (ご自身で修正することはできません)。